

昭和三十四年政令第三百一十九号

内閣は、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の規定に基き、国税徴収法施行規則(明治三十五年勅令第百三十五号)の全部を改正するこの政令を制定する。	国税徴収法施行令
第一次	第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 国税と他の債権との調整(第四条—第九条)	国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十九号)の規定による
第三章 第二次納税義務(第十条—第十四条の二)	国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十九号)の規定による
第四章 削除	本政令に規定するものと同一のものとする。
第五章 滞納処分	本政令に規定するものと同一のものとする。
第一節 財産の差押(第十九条—第三十五条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第二節 交付要求(第三十六条—第四十二条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第三節 財産の換価(第四十二条の二—第四十七条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第四節 持留代金等の配当(第四十八条—第四十九条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第五節 滞納処分費(第五十条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第六節 財産の調査(第五十一条—第五十二条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第七節 溝納処分に関する猶予等(第五十三条—第五十四条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第八節 換価の猶予(第五十五条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
第九章 雜則(第六十六条—第七十条)	本政令に規定するものと同一のものとする。
附則	本政令に規定するものと同一のものとする。

(定義) この政令において、「国税」、「地方税」、「公課」、「納税者」、「第二次納税義務者」、「保証人」、「滯納者」、「法定納期限」、「徴収職員」、「強制換価手続」、「執行機関」又は「行政機関等」とは、それぞれ国税徴収法(以下「法」という。)第二条第一号、第二号又は第五号から第十三号まで(定義)に規定する国税、地方税、公課、納税者、第二次納税義務者、保証人、滯納者、法定納期限、徴収職員、強制換価手続、執行機関又は行政機関等をいう。	第一章 総則
	第二章 国税と他の債権との調整
	第三章 第二次納税義務
	第四章 削除
	第五章 滞納処分
	第六章 滞納処分に関する猶予等
	第七章 雜則

(優先質権等の証明手続)	第二章 国税と他の債権との調整
第四条 法第十五条第二項前段(優先質権の証明)、法第十七条第二項前段(譲受前に設定された質権の証明)、法第十九条第二項(船舶債権者の先取特権等についての準用規定)	第四条 法第二十二条第五項の規定による交付要求による
不動産賃貸の先取特権等についての準用規定(不動産賃貸の先取特権等についての準用規定)	不動産賃貸の先取特権等についての準用規定(不動産賃貸の先取特権等についての準用規定)
において準用する場合を含む。)又は法第二十条第二項(留置権の証明)、法第十九条第二項(船貨債権の先取特権等についての準用規定)	において準用する場合を含む。)又は法第二十条第二項(留置権の証明)、法第十九条第二項(船貨債権の先取特権等についての準用規定)
第三項(付)(付)	第三項(付)(付)
第五項(付)(付)	第五項(付)(付)
第六項(付)(付)	第六項(付)(付)
第七項(付)(付)	第七項(付)(付)
第八項(付)(付)	第八項(付)(付)
第九項(付)(付)	第九項(付)(付)
第十項(付)(付)	第十項(付)(付)
第十一項(付)(付)	第十一項(付)(付)

一 納税者の氏名及び住所又は居所	を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。	
二 滞納に係る国税の年度、税目、納期限及び金額	三 前号の金額のうち第二次納税義務者から徴収しようとする金額並びにその納付の期限及び場所	
四 その者につき適用すべき第二次納税義務に關する規定	法第三十二条第一項後段の規定による通知は、次の事項を記載した書面でしなければならない。	
一 前項各号に掲げる事項	法第三十二条第一項後段の規定による通知は、次の事項を記載した書面でしなければならない。	
二 第二次納税義務者の氏名及び住所又は居所	並びに前項の納付通知書を発した日	
三 第二次納税義務のうち同項第三号	法第三十二条第二項に規定する納付催告書には、第一項第一号に掲げる事項及び同項第三号に規定する金額を記載しなければならない。	
四 第一項第三号に規定する納付の期限は、同項に規定する納付通知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日とする。	(実質課税額等の第二次納税義務を負わせる国税の計算)	
第五十二条 滞納者の国税のうち法第三十六条各号(実質課税額等の第二次納税義務)に掲げる国税(以下この条において「実質課税」に係る部分の国税)という。が含まれている場合には、実質課税に係る部分の国税の額は、当該滞納者の国税の課税標準額(消費税については、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第四十五条)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する会社	(以下この条において「実質課税」に係る部分の国税)という。が含まれている場合には、実質課税に係る部分の国税の額は、当該滞納者の国税の課税標準額(消費税については、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第四十五条)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する会社	

二 種別税率に規定する会社に該当する会社(以下この項において「被支配会社」という。)である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社	三 納税者が特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持している個人(第一号に掲げる者を除く。)	四 納税者が法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十七条第二項(特定同族会社の特別税率)に規定する会社に該当する会社(以下この項において「同族会社」という。)である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)
五 納税者が判定の基礎として同族会社に該当する会社	六 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社	七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)
六 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社	七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)	八 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社
七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社	八 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社	九 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの人を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

一 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額	二 前号の財産につき差押換えを請求する者が有する権利の内容	三 差押えを請求する財産の名称、数量、性質、所在及び価額
三 前号に掲げるもののはか、法第四十条の二の規定による通常必要と認められる取引	四 前号に掲げるもののほか、法第四十条の三の規定による通常必要と認められる取引	五 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
四 第五章から第十八条まで	五 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	六 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
第五章 滞納処分	六 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	七 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
第一節 財産の差押	八 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	九 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
(第三者の権利の目的となつてある財産の差押換えの請求等の手続)	十 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	十一 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
第十九条 法第五十条第一項(第三者の権利の目的となつてある財産の差押換えの請求等の手續)	十二 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	十三 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹	十四 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	十五 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額
二 前号に掲げる者以外の滯納者の親族で、滯納者と生計を一にし、又は滯納者から受ける	十六 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額	十七 差押えを請求する相続財産の名称、数量、性質、所在及び価額

いて同じ。)を求めるなければならない。この場合において、立会人が署名をしないときは、その理由を付記しなければならない。

次の各号に掲げる財産を差し押された場合は、それぞれ当該各号に定める旨を差押調書の謄本に付記しなければならない。

一 法第六十二条第一項(差押えの手続及び効力発生時期)に規定する債権 同条第二項の規定によりその債権の取立てその他の処分を禁する旨

二 法第六十二条第一項に規定する電子記録債権(以下この号及び第二十七条第二項(債権差押通知書の記載事項))において「電子記録債権」という。) 法第六十二条の二第二項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)の規定によりその電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録(電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録をいう。) 第二十一条第二項第四号及び第四十六条(権利移転の登録等の嘱託の手続)において同じ。)の請求を禁ずる旨

三 法第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)に規定する振替社債等(以下この号及び第三十条第三項(不動産の差押書等の記載事項)において「振替社債等」という。) 法第七十三条の二第二項(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)の規定によりその振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁ずる旨

(質権者等に対する差押通知書)

第二十二条 法第五十五条(質権者等に対する差押えの通知)の規定による通知は、次に掲げる事項(第三号に規定する担保のための仮登記の権利者以外の者に対する通知)があつては、同号に掲げる事項を除く)を記載した書面でなければならぬ。ただし、法第二十四条第五項第一号(譲渡担保権者の物的納税責任)に掲げた動産(以下「動産」という。)又は有価証券である動産(以下「動産」という。)又は有価証券でその通知を受けるべき者が占有するものを差し押された場合には、その者に差押調査の謄本を交付してすることができる。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 差押年月日(差押えのため差押書その他の書類の送達を要する場合には、これらの発送年月日。以下同じ。)

三 仮登記(仮登録を含む。以下同じ。)がある財産を差し押された場合において、当該仮登記が担保のための仮登記(法第二十三条第一項(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等)に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。)であると認められるときは、その旨

一 前項の通知は、法第一百四十六条第三項(搜索調書の作成)の規定により差押調書の謄本の交付を受けた者に対することを要しない。

二 前項の通知は、法第一百四十六条第三項(差押動産等の管理)の規定により差押調書の謄本の交付を受けた者に対することを要しない。

三 第二十三条 税務署長は、差し押えた動産及び有価証券(法第六十条第一項(差し押えた動産等の保管)の規定により滞納者又は第三者に保管させているものを除く。)を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

四 法第二十四条 法第五十八条第二項(第三者が占有する動産等の差押手続)に規定する書面には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 金額

三 引渡しを命ずる動産又は有価証券の名称、数量、性質及び所在

四 引渡すべき期限及び場所

五 第二十五条 法第五十八条第二項(第三者が占有する動産等の引渡命令)の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者は、その動産の差押の時までに、その動産の引渡を命じた税務署長に対して、前項の規定は、当該証書でこれらの規定に規定する財産に係るものについて、それぞれ準用する。

六 第二十六条 法第六十二条第一項(引渡命令を受けた第三者の通知又は請求)の規定により準用する場合を含む。)に規定する証書で法第五十九条第一項に規定する第三者が占有するものの引渡しに関する手続について、前項の規定は、当該証書でこれらとの規定に規定する財産に係るものについて、それぞれ準用する。

(動産の引渡命令を受けた第三者の通知又は請求)

七 第二十七条 法第六十二条第一項(債権の差押えの手続)に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 差し押さえる債権の種類及び額

四 前号の債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徵收職員に対しその履行をすべき旨

五 押えの手続及び効力発生時期に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 差し押さえる電子記録債権の種類及び額

三 第三債務者に送達する債権差押通知書にあつては、前号の電子記録債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徵收職員に對しその履行をすべき旨

四 法第六十二条の二第一項に規定する電子債権記録機関に送達する債権差押通知書にあつては、第二号の電子記録債権につき電子記録(債権証書等を取り上げた場合の調書)を禁する旨

五 第二十八条 徵收職員は、法第六十五条(債権証書等を取り上げた場合の調書)

六 第二十九条 第二項(差押動産等の表示)

七 第三十条 第二項(差押動産等の表

が生じたとき、その他特にやむを得ない必要があると認められるときは、この期限を繰り上げることができる。

十四条第二項各号(無償又は著しい低額の譲渡範囲等)に掲げる特殊な関係を有する者が占有する譲渡担保財産につき滞納処分を執行する場合における法第五十八条及び法第五十九条(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)の規定の適用については、その譲渡担保財産は、法第五十八条第一項に規定する第三者が占有している財産でないものとみなす。

五 前項の規定は、第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税につき、その納付義務の基因となつた納税者は又はその者と第十四条第二項各号に掲げる特殊な関係を有する者が占有する財産を差し押さえる場合について準用する。

六 第二项から第三項までの規定は、法第六十五条(債権証書の取上げ)の法第七十三条第五項(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)において準用する場合を含む。)に規定する証書で法第五十九条第一項に規定する第三者が占有する動産等の差押手続)に規定する書面には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 差し押さえる債権の種類及び額

四 前号の債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徵收職員に対しその履行をすべき旨

五 押えの手続及び効力発生時期に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 差し押さえる電子記録債権の種類及び額

三 第三債務者に送達する債権差押通知書にあつては、前号の電子記録債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徵收職員に對しその履行をすべき旨

四 法第六十二条の二第一項に規定する電子債

權記録機関に送達する債権差押通知書にあつては、第二号の電子記録債権につき電子記録(債権証書等を取り上げた場合の調書)を禁する旨

五 第二十八条 徵收職員は、法第六十五条(債権証書等を取り上げた場合の調書)

六 第二十九条 第二項(差押動産等の表示)

七 第三十条 第二項(差押動産等の表

押年月日及びその差押をした徵收職員の所属する税務署の名称を明らかにしなければならない。)(差押財産搬出の手続)

第二十六条の二 徵收職員は、差押財産の搬出をする場合には、その財産の名称、数量及び性質を記載した書面を作成し、これに署名押印をすればとともに、滞納者又はその財産を占有する第三者にその謄本を交付しなければならない。

三 前項の場合において、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産を搬出した旨を附記して同項の手続に代えることができる。

四 前項の場合において、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産を占有するとともに、滞納者又はその財産を占有する第三者にその謄本を交付しなければならない。

五 前項の場合において、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産を占有するとともに、滞納者又はその財産を占有する第三

者にその謄本を交付しなければならない。

六 前項の場合において、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産を占有するとともに、滞納者又はその財産を占有する第三

者にその謄本を交付しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所	二 取り上げた証書の名称その他必要な事項
2 前項の場合において、同項の証書の取上げに際し、差押調書又は捜索調書を作成するときは、これらの調書に同項第二号に掲げる事項を附記して同項の調書の作成に代えることができる。	(差し押えた債権の弁済の委託に関する手続)
第三十九条 法第六十七条第四項ただし書(差し押えた債権の弁済の委託)の規定による滞納者の承認を受けた第三債務者は、その承認を受けたことを証する書面を徴収職員に提出しなければならない。	法第六十七条第四項ただし書(差し押えた債権の弁済の委託)の規定による滞納者の承認を受けた第三債務者は、その承認を受けたことを証する書面を徴収職員に提出しなければならない。
(不動産の差押書等の記載事項)	(不動産の差押書等の記載事項)

第三十条 法第六十八条第一項(不動産の差押手続)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押手続))において準用する場合を含む。)又は法第七十二条第一項(特許権等の差押手続)に規定する差押書には、次の事項を記載しなければならない。	第三十条(不動産の差押手続) 第三十一条(不動産の差押手続) 第三十二条(自動車、建設機械又は小型船舶の差押えに関する手続)
二 差押財産の名称、数量、性質及び所在	二 性質及び所在並びに差押年月日
法第七十三条第一項(電話加入権等の差押手続)に規定する差押通知書には、前項各号に掲げる事項並びに滯納者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。	一 申立に係る船舶又は航空機の名称、数量、性質及び所在並びに差押年月日
3 法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押通	二 性質及び所在並びに差押年月日
の手続及び効力発生時期)に規定する差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。	三 性質及び所在並びに差押年月日
一 滞納者の氏名及び住所又は居所	四 性質及び所在並びに差押年月日
二 第一項第一号に掲げる事項	五 性質及び所在並びに差押年月日
三 差し押さえる振替社債等の種類及び額又は数	六 性質及び所在並びに差押年月日

(船舶等の航行許可申立書の記載事項)	一 滞納者の氏名及び住所又は居所
第三十一条 法第七十条第五項(差押に係る停泊中の船舶又は航空機の航行の許可)の規定による航行の許可の申立ては、滯納者並びに交付要求	二 性質及び所在並びに差押年月日
(船主等の航行許可申立書の記載事項)	三 性質及び所在並びに差押年月日
五 法第七十三条の二第一項に規定する振替機関等に送達する差押通知書にあつては、第三号の振替社債等につき振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨	四 性質及び所在並びに差押年月日
六 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)に規定する石炭鉱業年金基金が行う年金の支給又は退済を支給理由とする一定の支給に関する制度	五 性質及び所在並びに差押年月日

九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号(定義))に規定する存続連合会老齢給付金の支給に関する制度	七 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)に規定する独立行政法人農業者年金基金が行う年金又は脱退一時金の支給に関する制度
八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)。以下この号において「平成十三年統合法」という。	八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)。以下この号において「平成十三年統合法」という。
九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号(定義))に規定する存続連合会老齢給付金の支給に関する制度	九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号(定義))に規定する存続連合会老齢給付金の支給に関する制度
十 行政法人福祉医療機構が行う退職金共済に関する制度	十 行政法人福祉医療機構が行う退職金共済に関する制度
十一 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第二百五十五号)に規定する独立行政法人福祉医療機構が行う退職金共済に関する制度	十一 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第二百五十五号)に規定する独立行政法人福祉医療機構が行う退職金共済に関する制度

十 国家公務員共済組合連合会が行う被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四十一条第一項(追加費用対象期間を有する者の特例等)の規定に基づく退職共済年金の支給に関する制度及び同法附則第五十六条第二項(障害一時金の支給に規定する組合が行う同法附則第六十五条第一項(追加費用対象期間を有する者の特例等)の規定に基づく退職共済年金の支給に関する制度)の規定に基づく退職共済年金の支給に

十 例等)の規定に基づく退職共済年金の支給に関する制度

十一 外国の法令に基づく保険、共済又は恩給に関する制度で法第七十七条第二項各号に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度に類するもの

十二 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十二条第一項(特定退職金共済団体の要件)に規定する特定退職金共済団体(次項において「特定退職金共済団体」という。)が行う退職金共済に関する制度

一 所得税法施行令第七十六条第一項各号又は第一項に規定する債権に含まれないものとする。

二 平成二十五年厚生年金等改正法第一条(厚生年金保険法の一部改正)の規定による改正前後の厚生年金保険法第九章(厚生年金基金及び企業年金連合会)の規定に基づく一時金で退職手当等とみなす一時金で給付

三 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の規定に基づいて支給される一時金で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十一条第三号(退職手当等とみなす一時金)に規定する加入者又は所得税法施行令第七十条第三項第五号に規定する企業型年金加入者との退職により支払われる一時金を含む。)以外のもの

四 適格退職年金契約に基づいて支給される一時金で所得税法施行令第七十二条第三項第四

号に規定する勤務をした者の退職により支払われる一時金以外のもの

二 請求に係る交付要求の年月日及び交付要求を受けている執行機関の名称

三 法第八十五条第一項各号の規定に該当する事実

四 法第八十五条第一項第二号に規定する財産の名称、数量、性質、所在及び価額

五 中小企業退職金共済法第十六条第一項(解約手当金等)に規定する解約手当金又は特定退職金共済団体が行うこれに類する給付

六 小規模企業共済法第十二条第一項(解約手当金)に規定する解約手当金で所得税法施行令第七十二条第三項第三号口及びハに掲げる解約手当金以外のもの

第二節 交付要求

(交付要求書の記載事項等)

第三十六条 交付要求書には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 交付要求に係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 交付要求に係る強制換価手続の開始されてゐる財産の名称、数量、性質及び所在(その手続が滞納処分以外の手続である場合には、その手続に係る事件の表示並びに当該財産がその手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手続に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

の手續に係る財産の一部であるときは、そ

(参加差押えに係る動産等の引渡しを受けた場合の措置)

第四十条 徴収職員は、前条第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る動産等を受け取らなければならない。この場合において、同条第二項に規定する徵収職員以外の者で、その動産等の保管をしているものから受け取るときは、その者に同項に規定する引渡しをする旨の書面を交付するものとする。

二 徵収職員は、必要があると認めるときは、前項の規定により引渡しを受けた動産等を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させた場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならぬ。

三 徵収職員は、必要があると認めるときは、前項の規定により引渡しを受けたときには、速やかに、その旨を引渡しを受けたときは、速やかに、その旨を表示しなければならない。

四 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

五 前項の規定により動産等を滞納者又は第三者に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

六 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

七 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

八 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

九 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十一 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十二 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十三 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十四 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十五 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十六 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十七 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十八 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

十九 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十一 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十二 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十三 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十四 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十五 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十六 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十七 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十八 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

二十九 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十一 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十二 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十三 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十四 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十五 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十六 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

三十七 徵収職員は、第一項の規定により動産等に保管された場合には、徵収職員は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない。

に、同項に規定する行政機関等に対し参加差押えをしたものとみなし、その引き渡されたその他の書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。

3 法第八十七条第二項（参加差押えの効力）の規定により税務署長が動産（法第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）に規定する動産で差し押されたものに限る。）を参加差押えをした行政機関等に引き渡した場合には、当該動産に關し法第五十九条第一項又は第三項（引渡命令を受けた第三者の権利の保護）（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当を受けることができる権利は、当該行政機関等に対して行使することができる。

4 前項の規定は、法第七十一条第四項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用を受ける自動車、建設機械又は小型船舶について準用する。

第三節 財産の換価

（換価執行決定に関する手続等）

第四十二条 第三十七条（交付要求の解除の請求手続）の規定は、法第八十八条第一項（参加差押えの制限、解除等）において準用する法第八十五条第一項（交付要求の解除の請求）の規定による請求について準用する。

4 滞納者の不動産（換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条（交付要求の手続、第八十四条（交付要求の解除）及び第八十六条（参加差押えの手続）の規定の適用については、法第八十二条第一項中「執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）とあるのは、「換価執行行政機関等（第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定をした行政機関等をいう。第八十四条第二項（換価執行行政機関等）とあるのは、「換価執行行政機関等」とする。）」とあり、及び法第八十六条第一項中「滞納処分をした行政機関等」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。）」とあるのは、「換価執行行政機関等（第九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。）は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押された不動産（換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。）につき当該換価執行決定前に交付要求書又は二以上の参加差押えを受けた場合において、差し押された不動産の書類（これらの書類を引き渡すことができないときは、その写しとする。次項において「交付要求書等」という。）及びその差押えに関する法令の規定により提出されたその他の書類（これらの書類を引き渡すこととする。）に引き渡さなければならない。前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求

3 滞納者の不動産につき換価執行決定がされた場合における法第一百二十八条（配当すべき金額）及び第一百二十九条（配当の原則）の規定の適用については、法第一百二十八条第二項中「交付要求」とあるのは「交付要求若しくは差押え」とする。

4 滞納者の不動産（換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条（交付要求の手続、第八十四条（交付要求の解除）及び第八十六条（参加差押えの手続）の規定の適用については、法第八十二条第一項中「執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）とあるのは、「換価執行行政機関等（第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定をした行政機関等をいう。第八十四条第二項（換価執行行政機関等）とあるのは、「換価執行行政機関等」とする。）」とあり、及び法第八十六条第一項中「滞納処分をした行政機関等」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。）」とあるのは、「換価執行行政機関等（第九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。）は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押された不動産（換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。）につき当該換価執行決定前に交付要求書又は二以上の参加差押えを受けた場合において、差し押された不動産の書類（これらの書類を引き渡すこととする。）に引き渡さなければならない。前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求

3 滞納者の不動産につき換価執行決定がされた場合における法第一百二十八条（配当すべき金額）及び第一百二十九条（配当の原則）の規定の適用については、法第一百二十八条第二項中「交付要求」とあるのは「交付要求若しくは差押え」とする。

4 滞納者の不動産（換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条（交付要求の手続、第八十四条（交付要求の解除）及び第八十六条（参加差押えの手続）の規定の適用については、法第八十二条第一項中「執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）とあるのは、「換価執行行政機関等（第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定をした行政機関等をいう。第八十四条第二項（換価執行行政機関等）とあるのは、「換価執行行政機関等」とする。）」とあり、及び法第八十六条第一項中「滞納処分をした行政機関等」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。）」とあるのは、「換価執行行政機関等（第九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。）は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押された不動産（換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。）につき当該換価執行決定前に交付要求書又は二以上の参加差押えを受けた場合において、差し押された不動産の書類（これらの書類を引き渡すこととする。）に引き渡さなければならない。前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求

定する交付要求書等又は同表の第一号の中欄に規定する参加差押書に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、同表の各号の中欄に掲げる行政機関等に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された同表の各号の中欄に掲げる書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。

(換価の続行に関する手続等)

第四十二条の四 法第八十九条の四（換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行）の規定による換価の続行があつた場合には、当該税務署長に特定する税務署長が特定参加差押不動産につき換価執行決定の取消し前に交付を受けた交付要求書等に係る交付要求をした行政機関等に規定する政令で定める政令で定める金額は、五十万円とする。

(買受代金の納付の手続)

第四十二条の六 換価財産（法第二百四十四条（買受申込み等の取消し）に規定する換価財産をいう。以下同じ。）の買受人は、買受代金に次的事項を記載した書面を添えて、徵收職員に納付しなければならない。

一 買受けに係る財産の名称、数量、性質及び所在

二 買受代金の額
(売却決定の取消しのための国税等の完納の証明) 納税者又は第三者による法第二百七十七条（国税等の完納による売却決定の取消し）の証明は、税務署長に対し国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押に係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）の領収証書その他その完納の事実を証する書面を提示することによるものとする。

2 特定参加差押不動産を換価する場合において、換価執行税務署長による参加差押えが二以上あるときは、そのうち最も先にされた参加差押に係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）の領収証書その他その完納の事実を証する書面を提示することによるものとする。

押えに係る国税を前項に規定する特定参加差押に係る国税として、同項の規定を適用する。

(売却決定通知書)

売却決定通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 買受人の氏名及び住所又は居所

二 滞納者の氏名及び住所又は居所

三 売却した財産の名称、数量、性質及び所在

四 買受代金の額及びこれを納付した年月日

(換価した動産等の保管者からの引渡しの手続等)

段（売却決定通知書を買受人に交付する方法による動産等の引渡し）の規定による引渡しをするため交付する売却決定通知書には、その引渡しをする旨並びにその引渡しに係る動産等を保管する者の氏名及び住所又は居所を附記しなければならない。

2 法第二百十九条第二項後段の規定による通知は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 買受代金を納付した年月日

三 買受人に売却した動産等を引き渡した旨

(権利移転の登録等の嘱託の手続)

第四十六条 税務署長は、法第二百二十一條（権利移転の登記の嘱託）の規定により権利移転の登録若しくは電子記録を嘱託し、又は法第二百二十九条第五条（換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託）の規定により権利の登録若しくは電子記録の抹消を嘱託するときは、嘱託書に買受人から提出があつた売却決定通知書若しくは電子記録本又は配当計算書の謄本を添付してしなければならない。

(担保権の引受けによる換価の申出)

第四十七条 法第二百二十四条第二項第三号（担保権の消滅又は引受け）に規定する申出は、公売公告の日（随意契約による売却をする場合は、その売却日の前日までに、次の事項を記載した書面を税務署長に提出してするものとす。

一 滯納者の氏名及び住所又は居所

二 差押財産又は特定参加差押不動産の名称、数量、性質及び所在

三 買受人に引受けさせようとする質権、抵

四 借權現在額申立書を提出した債権者及び法

五 換価代金等の交付の日時

2 法第二百三十三条（配当計算書）の規定による配当計算書の謄本の発送は、その配当計算書に係る換価財産が金額による取立ての方法により換価したものであるときは、その取立ての日から三日以内にしなければならない。

三 買受人に引受けさせようとする質権、抵

四 滞納者分費の納入の告知の手続

第五十条 法第二百三十八条（滞納者分費の納入の告知）の規定による納入の告知は、次の事項を記載した納入告知書でなければならない。た

四 法第二百二十四条第二項第一号及び第二号の規定に該当する事実

第四節 換価代金等の配当

（債権現在額申立書の記載事項等）

債権現在額申立書には、債権の元本及び利息その他の附帯債権の現在額、弁済期限及び他の内容を記載し、これらの事項を証明する書類を添附しなければならない。ただし、その添附をすることができないときは、税務署長により換価するものであるときは、その取立ての日までに法第二百三十一条第一項（債権額の確認方法）に規定する債権現在額申立書の提出をしなければならない。この場合において、同条第三項に規定する者がその取立ての時までに債権現在額申立書を提出しないときは、配当を受けることができない。

2 換価に付すべき財産が金額による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日までに法第二百三十一条第一項（債権額の確認方法）に規定する債権現在額申立書の提出をしなければならない。この場合において、同条第三項に規定する者がその取立ての時までに債権現在額申立書を提出しないときは、配当を受けることができない。

3 提出物件の留置き、返還等

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

4 納付場所

財産の調査

第五节 第六節 財産の調査

（提出物件の留置き、返還等）

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第六節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第七節 第八節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第八節 第九節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第九節 第十節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十節 第十一節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十一節 第十二節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十二節 第十三節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十三節 第十四節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十四節 第十五節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十五節 第十六節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十六節 第十七節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十七節 第十八節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十八節 第十九節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十九節 第二十節 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

ければならないときは、徵收職員に口頭で行わせることができる。

一 滞納者分費の徴収の基因となつた国税の年度及び税目

二 納付すべき金額

三 納期限

四 納付場所

第五节 第六节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第六节 第七节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第七节 第八节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第八节 第九节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第九节 第十节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十节 第十一节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十一节 第十二节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十二节 第十三节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十三节 第十四节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十四节 第十五节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十五节 第十六节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十六节 第十七节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十七节 第十八节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十八节 第十九节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第十九节 第二十节 財産の調査

（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

次に掲げる書類とする。

一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類	
二 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類	
三 猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、猶予期間が三月を超える場合に、担保の提供に関し必要となる書類としては、担保の提供により提出すべき書類	
法第一百五十五条の二第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一 法第一百五十五条の二第一項の国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	
二 納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額	
三 前号の金額のうちその納付を困難とする金額	
四 当該猶予を受けようとする期間	
五 猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額	
六 猶予を受けようとする金額が百万円を超えたかつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事情があるときは、その事情）	
（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）	
法第一百五十二条第一項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。	
一 紳付すべき国税の金額	
二 税務署長が法第一百五十五条第一項又は第百五十五条の二第一項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において滞納者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産的な運転資金の額	
口 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の	

（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）	事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る）。並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額の適用については、「税務署長」又は「税務署」であるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。
（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）	（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）

（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）	（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）

（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）	（税金の規定による改正後の国税微収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。）

(施行期日)	第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二年九月二七日政令第二八五号)	この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。
附 則 (平成三年三月二十五日政令第四五号)	この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則 (平成四年六月三〇日政令第三四号)	この政令は、平成四年七月一日から施行する。
附 則 (平成六年一一月九日政令第三四号)	この政令は、平成八年七月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月一八日政令第四四号)	この政令は、平成八年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、平成八年七月一日から施行する。
附 則 (平成一一年六月二三日政令第二〇四号)	この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇七号)	この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成一三年一月三〇日政令第三七五号)	この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年一月三〇日政令第三八三号)	この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成十六年改正法（平成十七年三月七日）から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号)	この政令は、不動産登記法の施行の日（平成二十七年三月三日）から施行する。
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日政令第三三号)	この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一〇号)	この政令は、平成二〇年七月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月三〇日政令第三三号)	この政令は、平成二〇年七月一日から施行する。
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。	第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
附 則 (平成二〇年一〇月二二日政令第三二五号)	この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三〇日政令第一五七号)	この政令は、平成二〇年三月一日から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
附 則 (平成二一年三月三一日政令第五六号)	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月二六日政令第一八一号)	この政令は、機構の成立の時から施行する。
附 則 (平成二一年六月七日政令第三〇七号)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。	第一条 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。
附 則 (平成二一年六月一〇月二〇日政令第三八三号)	この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月二六日政令第一三一八号)	この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日政令第一四三号)	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。	第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。
附 則 (平成一七年二月一八日政令第二二四号)	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十六年改正法（平成二十六年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、平成二十六年改正法（平成二十六年四月一日）から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日政令第一四五号)	この政令は、令和三年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月三一日政令第一八八号)	この政令は、令和三年八月六日政令第二二九号抄

項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定（第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

附 則（令和五年三月三一日政令第一四四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一五〇号）抄

（施行期日）
この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十ニ号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。